

第3章

都市づくりの方針

(全体構想)

1. 土地利用の方針
2. 市街地整備の方針
3. 都市施設整備の方針
4. 自然的環境の保全・整備の方針
5. 景観形成の方針
6. 都市防災の方針
7. 地域特性を活かした「交流とにぎわいのまち」
の実現に向けて

第3章 都市づくりの方針（全体構想）

本章では、第2章で掲げた都市計画マスタープランとしての「将来像」と「都市づくりの目標」の実現に向けて、土地利用や都市施設の整備等、分野ごとの都市づくりの方針（全体構想）を定めます。

1. 土地利用の方針

（1）基本方針

広大な市域を有する本市は、北部に広がる中国山地の山々、島田川の上流部に形成された玖西盆地*の市街地と農地、錦川や由宇川等の下流部の平野に形成された市街地、瀬戸内海の島々等から成り立っています。

このように様々な特性を有する地域が存在する本市において、土地利用特性に応じた適正なコントロールを行い、豊かな自然と都市の共生を目指して、次の方針に基づいた都市づくりを進めます。

● 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現

『岩国市立地適正化計画』で設定したにぎわい居住区域（居住誘導区域）や都市機能誘導区域への居住や都市機能を誘導することにより、市街地のコンパクト化を図ることで、効率的な社会資本投資と環境負荷の少ない社会の実現を目指します。

● 無秩序な市街化の抑制

用途地域やその他の地域地区等を適正に指定するなど、土地利用の適正化を図ることで、無秩序な市街化拡大を抑制します。

● メリハリのある市街地への再編

将来都市構造で設定した拠点での高密度な土地利用と、その周辺での低密度でゆったりした土地利用が適正に配置された、メリハリのある市街地へ再編し、機能的で暮らしやすい都市の形成を目指します。

● 豊かな自然環境を有する山地・丘陵地や農地の保全と活用

市域の多くが山地であるという恵まれた自然特性を活かし、自然と共生した豊かな都市生活を実現するため、これらの保全と活用を図ります。

また、農地についても、食料の生産基盤であることに加え、都市の良好な環境を維持する上でも重要であることから、保全と活用を図ります。

(2) 土地利用類型別の方針

① 市街地

既に市街地が形成されている岩国都市計画区域の市街化区域及び岩国南都市計画区域の用途地域を位置付け、『岩国市立地適正化計画』で設定したにぎわい居住区域（居住誘導区域）への居住の誘導と、都市機能誘導区域を中心とした都市機能の立地誘導を図ります。

◆ 商業地・業務地

市街地のうち、主に用途地域の商業地域や近隣商業地域を位置付けます。
商業・業務機能や行政機能、保健・医療・福祉等の多様な機能の集積や観光機能を強化し、生活利便性の向上やサービス向上を図ります。

- 岩国駅周辺や市役所周辺については、都市生活を支える本市の中心的役割を担うとともに、県東部の主要な玄関口でもあることから、商業・業務・行政機能を中心とした高次都市機能の集積及び複合化を図り、中高層住宅の立地誘導による都心居住を促進し、都市拠点としての機能を高めます。
- 由宇、周東・玖珂地域においては、総合支所・支所周辺エリアを地域拠点に位置付け、地域生活を支える商業・業務機能や保健・医療・福祉等の多様な機能を集積することにより、地域拠点としての機能の維持・強化を図ります。



岩国駅



総合センター日向

都市拠点・地域拠点を担う施設

- 主要な幹線道路沿いや、新岩国駅、南岩国駅周辺等の公共交通ネットワーク上重要な地区については、後背住宅地*の住環境に配慮しながら、商業・業務機能を適正に配置・誘導することにより、生活の利便性の向上や来街者へのサービスの向上を図ります。また、『岩国市立地適正化計画』で設定した誘導施設については、都市機能誘導区域内への誘導を図ります。

- 城下町の町場に由来する歴史性と拠点性を有する城下町地区については、地域の身近な商業地かつ多くの人を訪れる観光地として、適正な商業・業務機能の配置により、住商が共存したにぎわいの創出を図るとともに、城下町地区の回遊性*の向上を図ります。
- 錦帯橋をはじめとした観光資源を活用し、市内外との連携を含めた滞在型・周遊型の観光を推進するため、本市を代表する観光拠点として、観光機能の強化を図ります。城下町地区は、歴史・文化と自然が調和した本市を代表する観光拠点としての整備等を図ります。



歴史的なまちなみを残す城下町地区

◆ 居住地

にぎわい居住区域（居住誘導区域）への居住の誘導とともに、ゆとり居住区域や自然・田園居住区域の特性に応じた、メリハリのある市街地の維持・形成を図ります。

にぎわい居住地

市街地のうち、住居系用途地域を中心に『岩国市立地適正化計画』のにぎわい居住区域（居住誘導区域）を位置付けます。

官・民の生活サービス施設の立地・誘導を図ることで、多くの人が集まって暮らす、利便性と快適性が両立した住環境の維持・形成を図ります。

- 計画的に開発・整備された住宅地や、今後新たに開発される住宅地については、景観計画*、地域地区*、地区計画*及び建築協定*等を活用することにより、良好で潤いのある住環境の維持・形成を図ります。
- にぎわい居住区域（居住誘導区域）については、身近な生活を支える行政・商業等の生活サービス機能の維持・誘導を図ります。

ゆとり居住地

市街地のうち、住居系用途地域を中心に、『岩国市立地適正化計画』のゆとり居住区域を位置付けます。

今後の人口減少を前提に、既存の戸建住宅を中心とした良好な住環境と地域コミュニティの維持を図るとともに、新たな住宅開発等の誘導は行わず、緩やかな低密化を進めます。

- 戸建住宅を中心とした住宅地については、適正な建築形態規制*や地域地区の指定等により、利便性とゆとりを備えた良好な居住環境形成を図ります。あわせて、居住者の日常生活を支える小規模な商業機能の立地を許容し、居住者の日常生活の維持を図ります。

自然・田園居住地

市街化を抑制する市街化調整区域や、まとまりある市街地の形成を目指す用途地域の外に広がる非線引き用途白地地域*を位置付けます。

営農や集落環境を阻害するような開発等を抑制することで、既存の農林業の維持と調和した居住環境及び生業環境の維持を図ります。

- 人口減少によるコミュニティの衰退等が懸念される既存集落では、集落の維持・活性化を図るとともに、移住定住の促進に向けた居住環境の向上を図ります。
- 沿岸部の漁業集落については、『第2次岩国市中山間地域振興基本計画』及び『岩国市水産業振興基本計画』の推進等により、漁港機能の維持・強化や防災性の向上等を図るとともに、集落環境の維持・改善を図ります。

◆ 工業地

市街地のうち、主に用途地域の工業地域・工業専用地域・準工業地域を位置付けます。

広域交通網の利便を活かして、工場や研究所、物流施設、流通業務施設等の誘導・集積を図ります。

- 岩国地域及び由宇地域の臨海部の工業地については、空港、港湾、幹線道路及び鉄道等による広域的なアクセスの優位性を活かすことにより、工場、研究所及び物流施設等の集積を促進します。また、岩国港臨海部では、国による臨港道路整備事業が進められており、これを契機として、多様な企業活動を支える環境の維持・向上を図ります。

- 周東・玖珂地域では、インターチェンジへの近接性等、広域交通網の利便を活かした内陸型の産業振興を図るため、周辺の自然環境や住環境に配慮しつつ、産業や流通業務施設の誘導・集積を促進します。
- 準工業地域が指定されている地区については、集約型都市構造の実現に向けて、今後も特別用途地区の指定により、大規模集客施設*の立地を制限します。
- 本市の産業の活性化に向けて、新たな産業団地の立地の必要性を検討し、必要に応じて産業活動に必要なインフラ整備を行い、企業の受入体制を整えます。



整備が進む臨港道路(新港地区)



玖珂インターチェンジ

②農地・集落地

農林業の集落周辺のまとまった農地と都市計画区域外の集落地を位置付けます。

農地や山林とともにある暮らしを前提に、集落地での居住を維持しつつ、既存の農林業の維持と調和した住環境と生業環境の維持を目指します。また、身近な住民サービスの向上を図る地域拠点の維持・強化に努めるとともに、集落地の環境整備や交流基盤の整備等を推進します。

- 市街地の周辺に広がる農地は、食料の生産基盤であるとともに、治水や遊水空間等として多様な機能を有していることから、農地の保全を図るとともに無秩序な市街化を抑制します。
- 特に農用地については、『岩国農業振興地域整備計画』に基づき、農業的な土地利用を基本に、優良農地の積極的な保全・確保を図ります。
- 『第2次岩国市中山間地域振興基本計画』、『岩国市農林業振興基本計画』の推進等により、森林の整備・保全を図ります。
- 主要な河川の上流域や山間部に分布する農地及び農林業集落地については、『第2次岩国市中山間地域振興基本計画』、『岩国市農林業振興基本計画』に基づく各種農林施策の推進等により、営農・営林環境や居住環境の整備・保全に努めます。また、地産地消、特産物のブランド化、6次産業化*等により地域産業の振興と集落活力の維持を図ります。

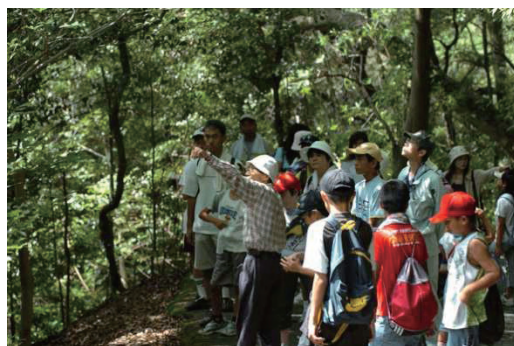
- 本郷、錦、美川、美和地域においては、一定の都市機能の配置による身近な住民サービスの向上を図る地域拠点の維持・強化に努めるとともに、集落地の環境整備や地産物の販売、地域の情報発信等を行う交流基盤の整備等を推進します。

③山地・丘陵地

本市の北部に広がる山地及び市街地周辺の丘陵地を位置付けます。

山地・丘陵地の森林の積極的な保全を図るとともに、自然豊かな観光地・自然体験の場として活用を図ります。

- 本市の大部分を占める山地・森林については、二酸化炭素の吸収や保水等、環境面や防災面において多面的な機能を有することから、積極的な保全を図るとともに、自然豊かな観光地や自然体験の場として活用を図ります。
- 林業従事者の高齢化や担い手不足等により、維持・管理が困難となっている人工林等については、『岩国市農林業振興基本計画』に基づく各種林業施策の推進により、生産活動を通じた森林の多面的機能の維持・強化を図ります。
- 市街地近郊や市街地内の丘陵地、里山における斜面地は、土砂災害防止対策事業等の推進により防災性を高めるとともに、緑地の保全や適正な緑化の推進により、維持・保全を図ります。



森林学習のつどい

④自然公園

本市の北部に広がる山地及び瀬戸内海沿岸部を位置付けます。

山地・丘陵地の森林の積極的な保全を図るとともに、自然豊かな観光地・自然体験の場として活用を図ります。

- 瀬戸内海国立自然公園、西中国山地国定公園や羅漢山県立自然公園に指定されている区域については、優れた自然環境を有していることから、積極的に保護・保全を図るとともに、公園計画に基づき、自然豊かな観光地・自然体験の場として活用を促進します。

(3) 適正な土地利用の規制・誘導に関する方針

①市街化区域及び用途地域

「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくりに向けて、必要に応じて用途地域の指定や見直しを行います。

- 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくりに向けて、『岩国市立地適正化計画』で設定した都市機能誘導区域やにぎわい居住区域（居住誘導区域）への都市機能や居住の誘導に向けて、必要に応じて用途地域の指定や見直しを行います。
- 『岩国市立地適正化計画』の届出制度を活用し、誘導区域外での開発や建築等の行為を抑制し、誘導区域内への誘導を図ります。
- 指定されている用途地域と土地利用の現状に著しい乖離^{かいり}がみられる地区や、今後用途純化*等の誘導を促進していく地区等については、用途地域の見直し等を検討します。
- 市街化区域内の土地のうち、現時点で市街地が形成されておらず、今後も市街化が見込めない地区については、区域区分の見直しにより市街化調整区域への編入を検討します。

②市街化調整区域

豊かな自然と都市の共生を目指し、開発を抑制することを原則とします。

- 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現や、豊かな自然と都市の共生を目指し、原則として開発を抑制します。
- 市街化区域に隣接し、市街化の傾向が強まる兆しが見られる場合等、宅地化を誘導することが適切であると考えられる地区については、土地利用フレーム*を踏まえつつ、地区計画制度等の活用による計画的な整備を図るとともに、市街化区域への編入を検討します。

③非線引き都市計画区域の用途白地地域

「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくりに向けて、地域の状況に応じた土地利用の規制・誘導や用途地域の指定を検討します。

- 『岩国市立地適正化計画』の届出制度を活用し、誘導区域外での開発や建築等の行為を抑制し、誘導区域内への誘導を図ります。
- 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくりに向けて、特定用途制限地域*の指定や建築形態規制、開発許可基準の見直し等により、土地利用の規制・誘導を検討します。

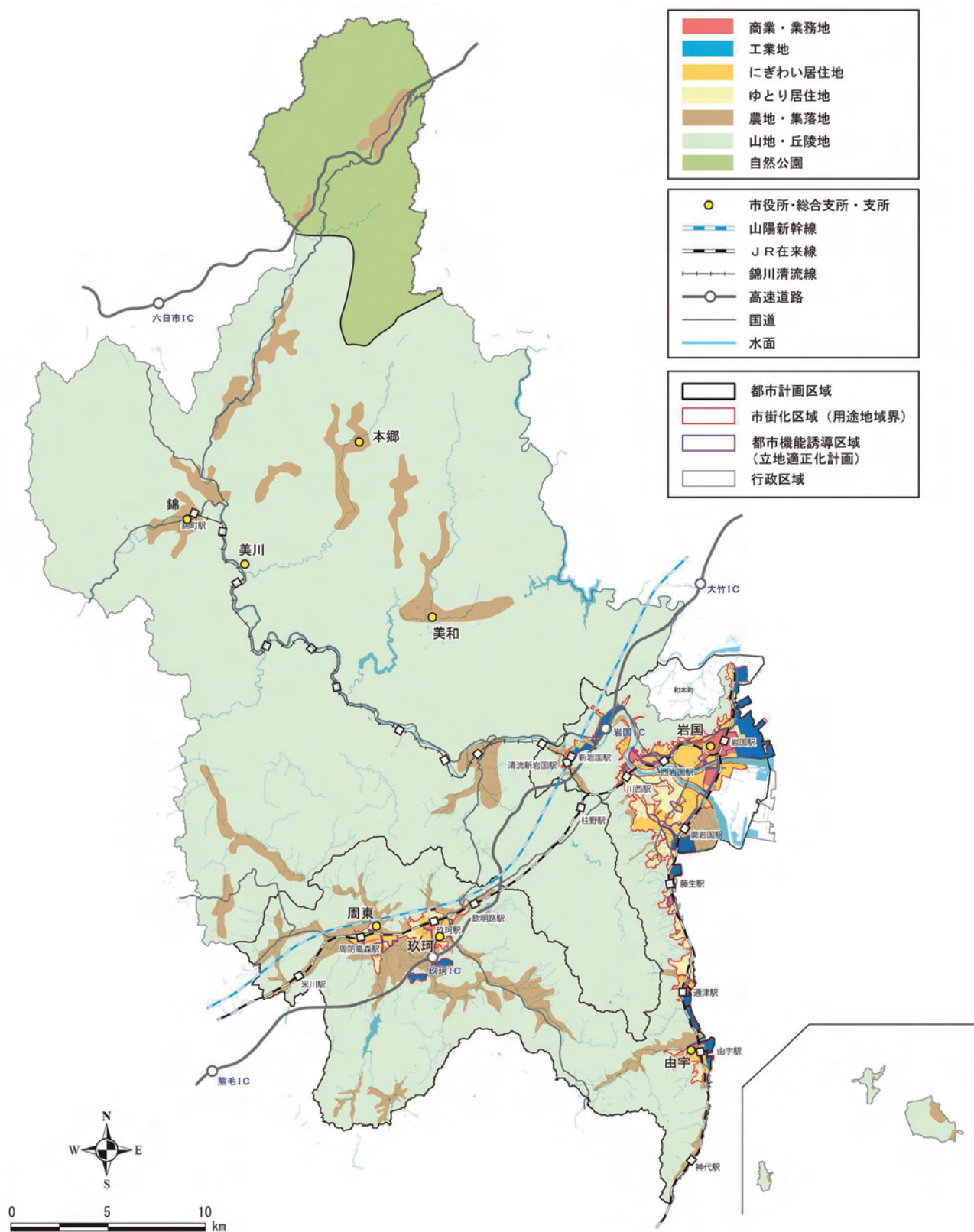
- 市街地や都市機能の無秩序な拡大・拡散が懸念される地域については、土地の特性を踏まえ、適正な土地利用規制の導入等による無秩序な開発の抑制を検討します。
- 農業上の土地利用の促進を図るとともに、既に市街化している地区、幹線道路等の基盤整備に伴って今後市街化の進行が予想される地区については、当該地区や周辺の土地利用動向を踏まえた用途地域の指定を検討します。

④都市計画区域外

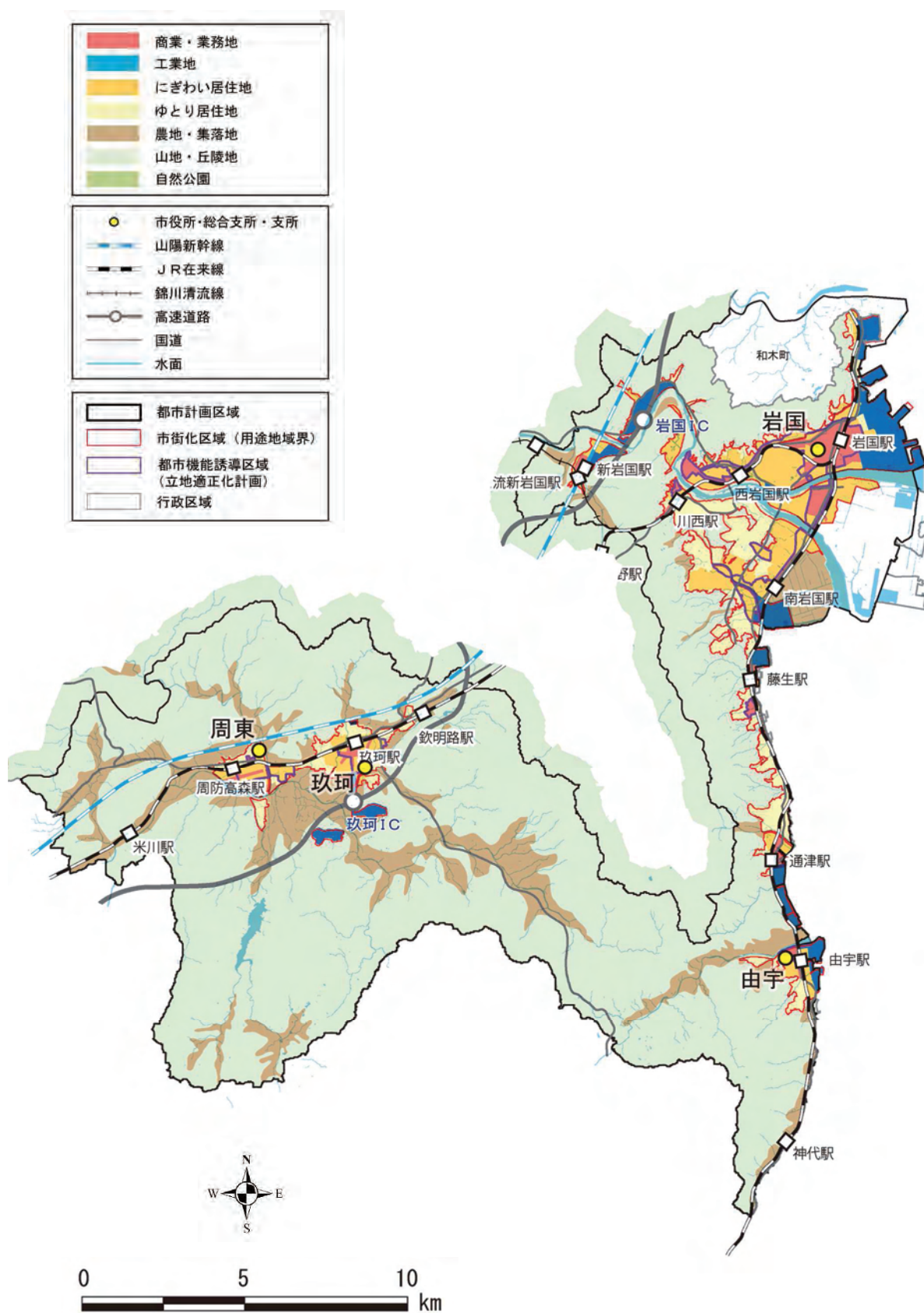
都市計画区域外の地域については、自然環境の保全及び集落環境等の維持・保全を図ります。

- 都市計画区域外の地域については、農林業関連施策の適正な運用や、景観法に基づく規制・誘導策等により、自然環境の保全及び田園景観や集落環境の維持・保全を図ります。

■ 土地利用方針図（市全域）



■ 土地利用方針図（都市計画区域）



2. 市街地整備の方針

(1) 基本方針

市街地が拡大する都市化社会から安定・成熟した都市型社会への移行を受け、既成市街地の再構築や、既存の社会資本の有効活用等による都市基盤の再生が求められています。

「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に向けて、『岩国市立地適正化計画』との整合を図りつつ、次に示す方針に基づき、広大な市域の中で各地域が有する特性を活かしながら、地域課題の解決につながる市街地の整備・改善を進めます。

● 拠点に応じた機能の強化

将来都市構造の実現に向けて、本市の中心的機能を担う都市拠点の機能強化を図るとともに、地域や地区の生活を支え、市全体の生活の質を確保する地域拠点・地区拠点の維持・強化を図ります。

● 地域特性を活かした市街地形成

各拠点においては、本市の中心的機能や地域の中心的機能の充実に加え、観光振興や産業活性化などの役割を担っています。これらを踏まえ、それぞれの地域特性を活かしながら、地域の活性化につながる市街地の整備・改善を進めます。

● 既成市街地における住環境の改善と安全性の確保

中心市街地や各地域の既成市街地が抱える課題に対しては、地域住民との協働のもと、地域特性に応じた手法を活用しながら、課題の解決・改善を進めます。

(2) 市街地整備の方針

① 拠点地区の整備

「都市拠点」、「地域拠点」、「地区拠点」等の拠点については、それぞれの役割に応じた機能の強化や維持を図ります。

- 中心市街地及びその周辺の市街地は、県東部の中核都市にふさわしい行政施設、商業・業務施設、都市福利施設*、都市型住宅等の総合的な高次都市機能が集積する都市拠点として、高度利用*を促進します。あわせて、市内外との連携を含めた滞在型・周遊型の観光を推進するため、観光機能の強化を図ります。
- 岩国駅を中心とする市街地一帯においては、『第3期中心市街地活性化基本計画』の推進により、魅力と個性あふれる商業空間及び快適な生活空間の創出を図ります。
- 岩国駅前南地区では、中心市街地のにぎわいと活性化を牽引する事業として、岩国駅前南地区市街地再開発組合による岩国駅前南地区第一種市街地再開発事業を進め

ており、本市においても事業完成に向けた支援を行います。

- 由宇、周東・玖珂地域の地域拠点については、地域生活を支える公共公益施設や日常的な買い物等に対応した商業・業務施設等を維持・誘導するとともに、快適でゆとりのある居住環境の維持・創出を図ります。
- 本郷、錦、美川、美和地域の地域拠点については、地域生活に必要なサービス機能を維持・誘導するとともに、周辺の自然環境の保全や農林業の維持と調和した居住環境及び生業環境の維持を図ります。
- 城下町、川下、南岩国の地区拠点については、誰もが日常において交流し、快適に過ごすことができる地区の中心的な役割を担う拠点として、都市機能の維持と強化を図ります。



岩国駅前南地区第一種市街地再開発事業
完成イメージ図



地域拠点の総合センター姿

②既成市街地の改善・再生

既成市街地においては、防災上の問題の解消や地域活力の活性化を図るため、地域特性に応じた手法による改善・再生を検討します。

- 木造老朽建築物の密集や細街路*からなる防災上問題のある市街地では、地区計画等を活用した建築物の用途等の制限や、生活道路の整備、狭あい道路*の拡幅工事等を進め、市街地の改善・更新を図ります。
- 『岩国市空家等対策計画』に基づき、空家等の適正な管理や利活用等の推進に取り組み、良好な住環境の保全を図ります。
- 長期未着手となっている土地区画整理事業（西岩国駅前地区）については、地区住民や関係権利者の意向等を勘案し、他の事業手法による適正かつ効果的な市街地整備を検討します。
- 川下地区については、『川下地区まちづくり整備計画』に基づき、都市計画道路や生活道路、河川護岸（堤防）、公園、公共下水道（污水）などの都市基盤整備を進めます。
- 南岩国駅前地区については、『南岩国駅前地区まちづくり整備計画』に基づき、道路や公園、雨水排水対策などの都市基盤整備を集中的に行い、都市機能の誘導や居

住環境の向上を推進し、定住の促進とにぎわいの創出を図ります。

- 城下町地区を中心とした区域においては『岩国市景観計画』及び『城下町地区ランドデザイン』に基づき、城下町の町割の継承、風情あるまちなみの保全に向けて各種事業を展開し、歴史的市街地の保全・整備を図ります。
- 市街地内の安全性と快適性を確保し、歩行者の回遊性の向上等を図るため、歩道等のバリアフリー化や防犯灯の充実等、ひとにやさしい市街地環境の整備を進めます。

③新市街地（宅地）の整備

新たな市街地の整備については、『岩国市立地適正化計画』におけるにぎわい居住区域（居住誘導区域）内での整備や、既成市街地との連続性に配慮した、まとまりのある市街地の形成に向けた誘導に努めます。

- 新たな開発等による市街地の整備については、にぎわい居住区域（居住誘導区域）内での整備を誘導するとともに、整備にあたっては、地区計画や建築協定等の各種制度を活用し、既成市街地との連続性に配慮した、まとまりのある市街地の形成を図ります。

3. 都市施設整備の方針

(1) 基本方針

市民が安全で快適な都市活動・都市生活を行うためには、交通施設、公園や緑地、河川や水路及び供給処理施設*等の都市施設が適切に整備され、効果的に機能する必要があります。一方で、持続可能な行政運営を行うためには、既存施設の適切な維持管理による長寿命化や、機能更新等による有効活用も重要となります。

特に、広大な市域を有し、多様な特性や成り立ちをもつ地域がひとつの都市となった本市では、一体の都市としてバランス良く発展していくために、交通施設をはじめとする都市施設の充実と適正な配置が必要です。

本市を取り巻く状況を勘案しながら、『岩国市立地適正化計画』との整合を図りつつ、次の方針に基づいて都市施設を整備し、機能的で魅力ある持続可能な都市づくりを目指します。

● 連携・交流を支える総合的な交通体系の整備（道路網・公共交通網の整備）

人々の生活や経済活動、観光等の交流を支えるため、県内外の都市を結ぶ広域的な幹線道路や、市内の各拠点間を結ぶ都市幹線道路*等の整備を推進します。

また、高齢者等の交通弱者が容易に移動できるよう、公共交通を軸とする総合的な交通体系の確立や、歩行者や自転車のための安全な移動空間の整備を推進します。さらに、脱炭素社会の実現に向けて、環境負荷の低減を図るとともに、過度に自家用車利用に依存しない暮らしの実現につなげます。

● 持続化に向けた既存施設の適正な再編・更新と維持管理

各種都市施設の老朽化が進む中で、現在の施設を将来にわたりそのまま維持し続けることは困難であることから、持続可能な都市づくりに向けて、長期未整備の都市計画施設の見直しや公共施設の再編・更新、長寿命化による適切な維持管理を進めます。

● 地域資源を活かした施設整備による魅力の向上

新たな都市施設を整備するにあたっては、地域資源を活かして整備を行うとともに、地域住民との連携のもと、単なる施設整備にとどまらず、地域活性化等への波及効果を意識した取組を進めます。

● 安心・安全で魅力ある居住環境（都市基盤）の整備

住民の安全で快適な都市活動・都市生活を支えるため、拠点となる公園・緑地の整備や、身近な公園の再編・再生を推進します。

また、河川や瀬戸内海の良い水質を保全するため、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を推進します。

（２）交通施設整備の方針

①道路網整備の方針

広域連携軸と都市連携軸に該当する都市計画道路等については、事業計画に基づいた道路整備を促進します。

長期にわたり事業が行われていない都市計画道路については、優先度を検討しながら整備等を進めます。

◆ 広域幹線道路*（広域連携軸）

- ・本市と他都市を結ぶ国道２号や国道188号、岩国地域と周東・玖珂地域を結ぶ県道岩国玖珂線（欽明路道路）の慢性的な渋滞解消や広島市等の都市間連携・交流の促進、さらには、ダブルネットワークの確保による災害に強い道づくりを推進するため、岩国大竹道路や藤生長野バイパスの早期完成、岩国柳井間バイパスや岩国西バイパスの整備に向けた取組を促進します。
- ・岩国地域と美川・錦地域を結ぶ国道187号については、都市拠点と地域拠点を結ぶ拠点間ネットワークの主要路線として、改良を促進します。
- ・錦地域と周南市及び広島県を結ぶ国道434号、本郷・美川地域と周南市を結ぶ県道徳山本郷線、美和地域と広島県を結ぶ県道岩国佐伯線については、改良を促進します。
- ・本市の玄関口となる山陽自動車道岩国インターチェンジ、玖珂インターチェンジ、岩国駅、新岩国駅、重要港湾岩国港、岩国錦帯橋空港等については、周辺都市との連携強化や観光・交流の促進を図るため、広域幹線道路とのアクセス性の向上を図ります。



藤生長野バイパス整備計画



岩国大竹道路現場見学会

◆ 都市幹線道路（地域間連携軸）

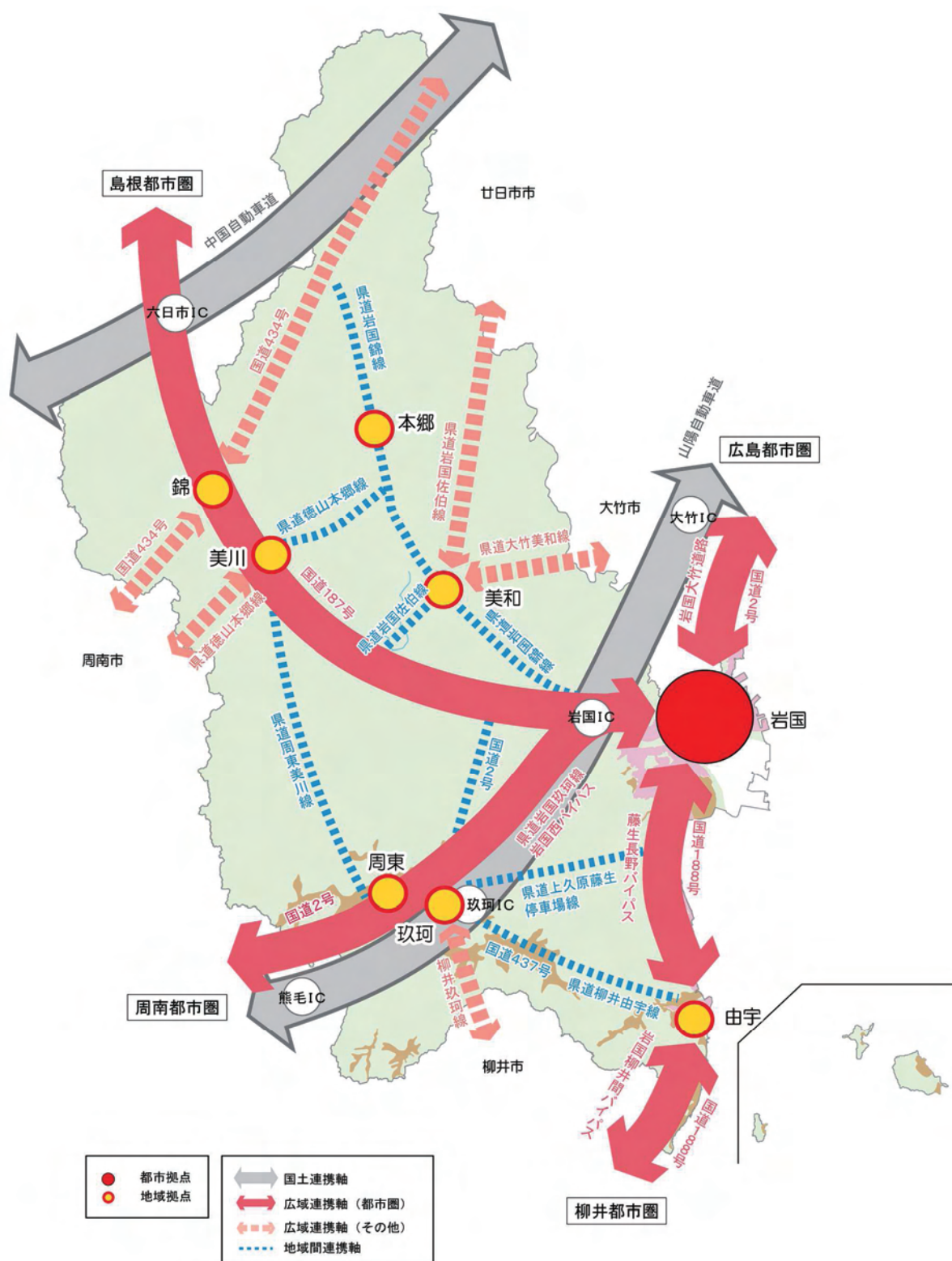
- ・都市拠点と地域拠点、または地域拠点間を結ぶ道路については、安全で利便性の高い道路としての整備を促進します。

- 岩国地域の都市計画道路については、必要性や実現性についての総合的な検討を行い、都市形成を支援する幹線道路網として整備を促進します。
- 長期にわたり事業が行われていない都市計画道路については、『岩国市都市計画道路整備プログラム』において整理された存続・変更・新規路線の優先度を踏まえ、適切な整備及び見直しを行います。

◆ 主要な生活道路・道路施設

- 地域内の様々な活動を支える幹線道路や主要な生活道路については、地域住民との協働により、バリアフリー化や通学路の安全性の向上、防災上必要な幅員や路線の確保等を推進します。
- 『岩国市橋梁長寿命化修繕計画』、『岩国市トンネル長寿命化修繕計画』、『岩国市道路附属物（横断歩道橋、シェッド）長寿命化修繕計画』に基づき、計画的かつ効率的に修繕を行うことで、予防保全型の維持管理へ転換し、施設の長寿命化と維持管理費用の縮減・平準化を図ります。

■ 将来幹線ネットワークイメージ



②歩行者・自転車道路整備の方針

歩行者・自転車道路については、安全性や快適性を考慮して整備を進めます。

- 市街地内の幹線道路等を中心に、歩行者や自転車が安全に通行できるよう、歩道等の整備、通行帯の分離、バリアフリー化等を推進します。
- 自動車に過度に依存しない交通環境を構築するため、既存の自動車中心の道路空間から、歩行者等の視点に立った道路空間に再構築することを検討します。
- 河川沿い等、水や緑を活かした潤いある空間において、歩行者や自転車が安全かつ、周辺の景色を楽しむことができる遊歩道や緑道等の整備を推進します。

③公共交通施設整備の方針

主要な公共交通である鉄道、路線バス、タクシーについては、交通結節機能の強化や利便性の向上等を行うことで利用促進を図ります。

岩国都市拠点から南岩国地区拠点や由宇地域拠点等の瀬戸内海沿いに分布する拠点間では、鉄道とバスによる公共交通ネットワークの維持を図ります。また、岩国都市拠点から城下町地区拠点、交通結節点である新岩国駅間では、バスネットワークの維持・充実を図ります。

その他、岩国錦帯橋空港の利便性の向上、離島航路の維持を図ります。

◆ 鉄道

- J R 山陽本線、J R 岩徳線、錦川清流線により構成される本市の鉄道網は、今後、環境負荷の低減や、超高齢社会*における交通弱者等の移動手段としての重要性が増していくことから、利用しやすい運行体制の構築を促進するとともに、各駅の交通結節機能の強化やアクセス性の向上を図り、より一層の利用促進を行います。
- 錦川清流線については、沿線人口の減少等に伴い、利用者が減少し、施設等の老朽化により多額の修繕・更新費用が必要になるなど、錦川清流線を取り巻く状況は非常に厳しいものとなっています。このことから、2026（令和8）年度からは「みなし上下分離方式」を採用することで、路線の維持を図ります。
- キスアンドライド*やパークアンドライド*等による鉄道の利便性を図るため、駐車場や駐輪場の整備等による交通結節機能の強化を図ります。
- 誰もが安全で快適に利用できるよう、駅施設や車両等のユニバーサルデザイン化を進めます。



岩国駅西口駅前広場

◆ バス・タクシー

- 市民の日常的な移動を支えるバス交通については、関係事業者と調整を図りながら、通勤・通学に適したダイヤ設定や、新幹線、港及び空港へのアクセス路線の維持・確保などにより、利便性の向上による利用促進を図ります。
- MaaSや自動運転技術を用いた運行などの実装に向けて、先進事例の研究や実現に向けた検討を進めます。
- 公共交通の不足する中山間地域等については、生活交通バスと鉄道駅との連携を図るとともに、予約乗合（デマンド）*の路線拡大等を検討するなど、公共交通ネットワークの効果的、効率的な運用により、路線の維持を図ります。



いわくにバス

◆ 航空機・船舶

- 岩国錦帯橋空港については、企業誘致や観光振興、新産業の創出等、地域の活性化に資する多様な役割を果たすことから、アクセス性の向上に資する道路整備や空港の機能強化、航路の充実等を促進するとともに、岩国駅や錦帯橋バスセンターとのバスアクセスの充実により、利便性の向上を図ります。
- 岩国港から黒島・端島・柱島間を結ぶ離島航路は、島民の日常生活に欠くことのできない交通手段であることから、観光資源の活用等による交流人口の増加を図り、今後も維持していきます。



岩国錦帯橋空港



離島航路船

④ 駐車場・駐輪場整備の方針

公共交通の利用促進を踏まえつつ、市街地の駐車需要に対応するため、民間駐車場と連携した効率的・効果的な駐車場・駐輪場の整備や再配置を進めます。

- 都市拠点や地域拠点については、公共交通の利用促進を踏まえつつ、市街地での駐車需要に対応するため、民間駐車場と連携した効率的・効果的な駐車場・駐輪場の整備を進めます。
- 観光拠点である城下町地区においては、地区全体の回遊性向上、安全性・景観保全の観点から、駐車場の再配置や整備を行います。

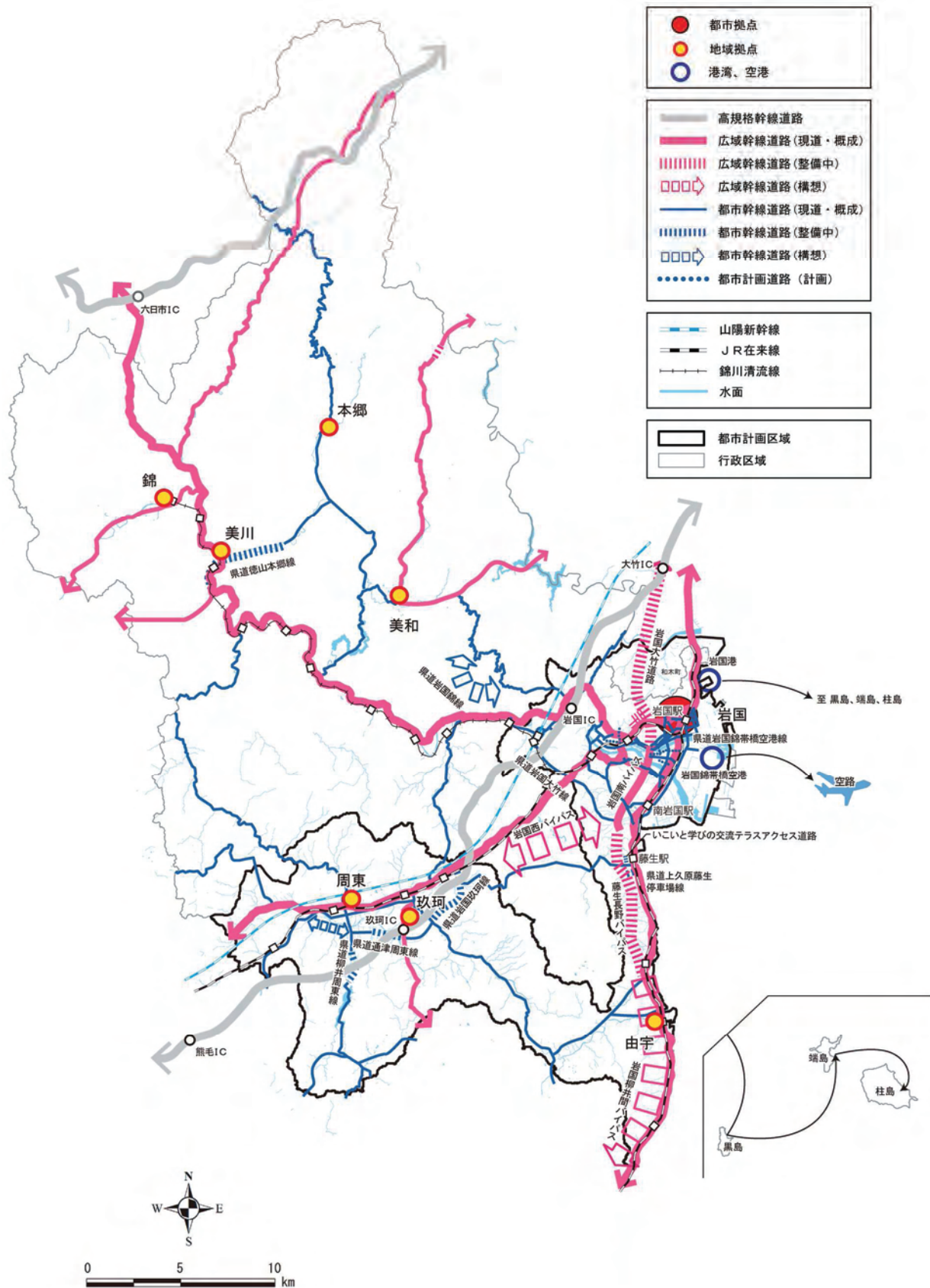


岩国駅駅前広場東口の駐輪場

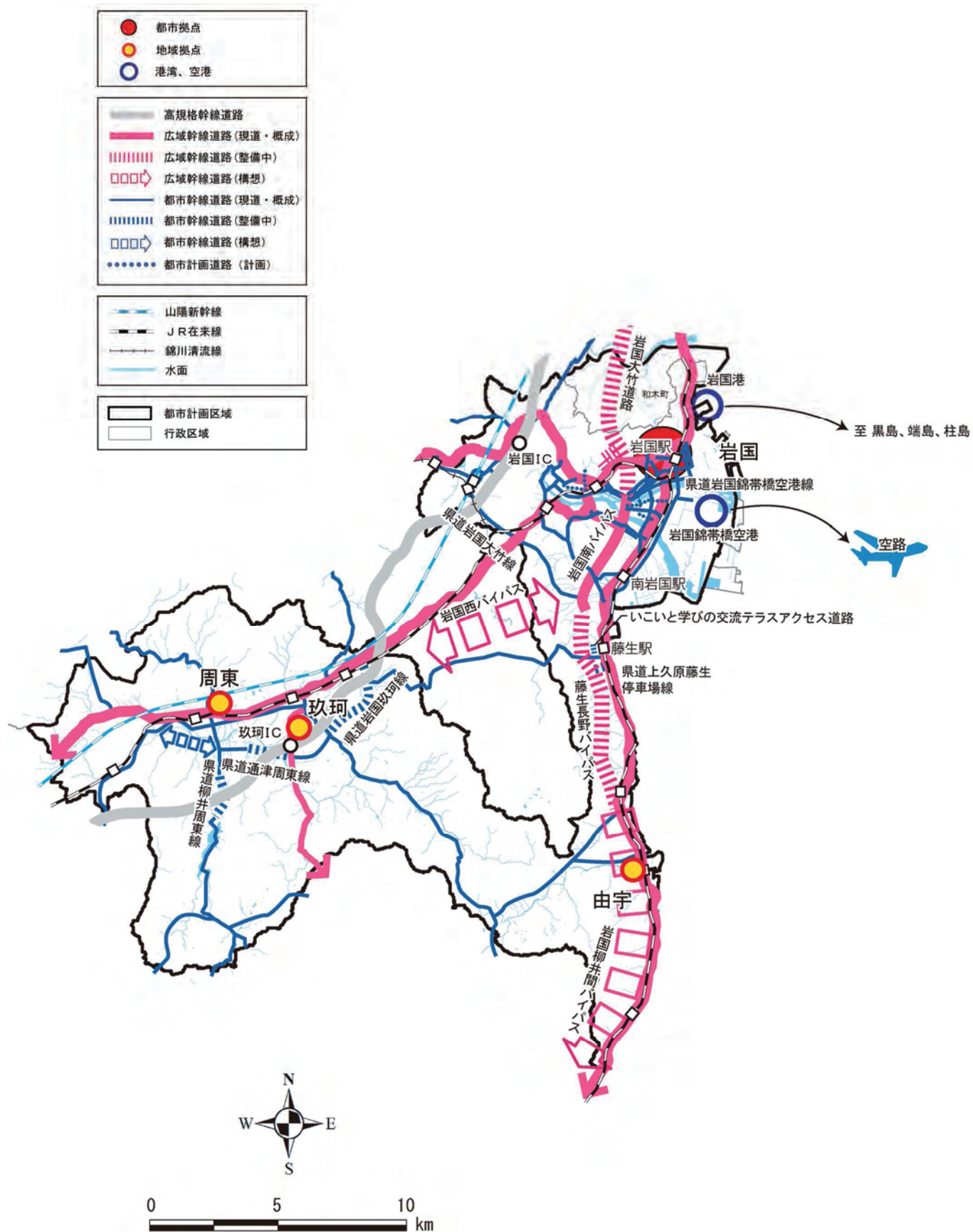


南岩国駅駅前広場の駐輪場

■ 交通施設の整備方針図（市全域）



■ 交通施設の整備方針図（都市計画区域）



（３）汚水処理施設*及び河川整備の方針

①汚水処理施設整備の方針

『岩国市汚水処理施設整備構想』に基づき、汚水処理施設整備（合併処理浄化槽等を含む）を推進し、市内の汚水処理人口普及率の向上を目指します。

- 都市の衛生的な生活環境を整えるとともに、循環型社会*の形成を進めるため、公共下水道の整備を推進します。
- 公共下水道事業によらない地域については、地域の特性に応じて農業集落排水事業や合併処理浄化槽の設置等を推進します。
- 汚水処理施設等の計画的な維持管理や更新を図るとともに、耐震化を推進します。

②河川整備の方針

多様な動植物の生息環境や周辺景観への配慮等に努めるとともに、河川整備計画に基づく整備を促進します。

- 本市を流れる小瀬川水系、錦川水系、島田川水系等の河川について、河川整備計画に基づく整備を促進します。
- 河川整備にあたっては、魚道の確保や河川敷の自然環境の保全等、多様な動植物の生息環境や周辺景観への配慮等に努めます。



錦川（美川町南桑）



環境に配慮した護岸整備

（４）公園・緑地整備の方針

公園については、施設の規模や有する機能に応じて、機能充実や地域住民のニーズを踏まえた再編、再生、長寿命化等を進めます。

- 歴史資源と一体となった吉香公園については、観光、交流、歴史・文化の伝承等、多様な場を有する空間として整備・活用を図ります。
- 岩国運動公園では、県東部地域県立武道館（仮称）の整備を促進します。総合公園や運動公園など、広域を対象に多くの市民が利用する公園については、広域的なス

スポーツ・レクリエーションの拠点として機能充実を図り、市民等の利用促進に努めます。

- 愛宕山地区の愛宕スポーツコンプレックスにおいては、施設を活用し、スポーツや文化を通じた日米交流を推進します。また、愛宕山ふくろう公園においては、大規模災害時の物資の輸送拠点としての機能に加え、平常時には誰もが憩い集うことができる場として利活用を推進します。
- 『岩国市公園施設長寿命化計画』に基づき、公園施設の計画的かつ効率的に修繕を行うことで、予防保全型の維持管理へ転換し、施設の長寿命化と維持管理費用の縮減・平準化を図ります。
- 街区公園*や地区公園*等の住民に身近な公園や緑地については、子供が気軽に遊べる遊具の充実や高齢者の憩いの場づくり等、地域住民のニーズや個々の公園の立地状況を踏まえ、既存の都市公園等の再整備や機能分担の進め方について検討を行います。また、地域住民との協働のもと、住民ニーズに沿った維持管理や活用方策について検討し、有効活用を図ります。
- 身近な公園が不足するなど新たな公園が必要な地区等では、市民のニーズや将来のまちづくりの進展に合わせ、効率的かつ効果的な整備を図ります。
- 長期にわたり事業が行われていない都市計画公園については、『岩国市長期未着手都市計画公園見直し基本方針』に基づき、その必要性についての検討を行い、都市計画の廃止等の適切な計画の見直しを行います。



県東部地域県立武道館（仮称）完成イメージ図



愛宕山ふくろう公園

（５）その他都市施設整備の方針

①上水道施設

『岩国市水道ビジョン』に基づき、水道施設の適正な維持・更新等を推進します。

- 『岩国市水道ビジョン』に基づき、水道水の安全の確保とともに、水道施設の適正な維持・更新や耐震化等を推進します。

②ごみ処理・リサイクル施設

既存施設の適正な維持管理や新たなリサイクル施設の整備に向けた検討を行います。また、市民に循環型社会への意識啓発を推進します。

- サンライズクリーンセンターの適正な維持管理を継続するとともに、循環型社会に関する市民の意識啓発に努めます。
- 岩国市リサイクルプラザの適正な維持管理により、ごみの再資源化と適正な処理を実施します。また、リサイクルプラザの老朽化への対応とプラスチック資源循環法への対応のため、マテリアルリサイクル*施設整備に向けた検討を行います。
- 既存の最終処分場については、適正な維持管理に努めるとともに、市民の協力の下、ごみの減量やリサイクルを進め、施設の延命化を図ります。



サンライズクリーンセンター



エコフレズまつり(リサイクルプラザ)

③その他都市施設・公共施設

『岩国市公共施設個別施設計画』等に基づき、施設の継続・統廃合、有効利用等を進めます。

また、観光施設や福祉・交流拠点となる複合施設の整備を行います。

- 汚物処理施設、市場、と畜場、火葬場等については、適切な整備・維持管理を行うとともに、『岩国市公共施設個別施設計画』、『岩国市斎場整備基本計画』に基づき、施設の継続・統廃合等を進めます。また、施設の特性を踏まえ、広域化・共同化による効率的なサービス体制の充実を検討します。
- 都市計画駐車場及び自動車ターミナルの適正な維持管理と活用を図ります。
- 休校及び廃校となった小・中学校については、『岩国市公共施設個別施設計画』や地域住民の意向を踏まえながら、継続利用や有効利用を図ります。
- 市営住宅については、『岩国市営住宅長寿命化計画』に基づき、計画的かつ効率的に修繕や個別改善等を行うことで、施設の長寿命化や住宅の質の向上、維持管理費用の縮減・平準化を図ります。また、建替えにおいては、適切な場所への集約・再編の検討など、立地と供給の適正化を図ります。

- 市街地における公共施設の再編に伴う公有不動産の余剰地を活用し、地域の魅力の向上と活性化を図ります。
- 城下町地区では、整備を進める駐車場と観光地の入口として観光案内等の必要な機能を持つ（仮称）観光交流センターを一体的に整備します。

4. 自然的環境の保全・整備の方針

(1) 基本方針

中国山地から瀬戸内海に至る本市は、寂地山等の山々や、清流錦川をはじめとする県内屈指の豊かな自然に恵まれた都市です。

また、水田やハス田等は、本市の重要な農産物の生産基盤であるとともに、都市に潤いをもたらす緑地としても大切な役割を果たしています。

本市が持つこのような特性を活かし、豊かな自然と共生する都市づくりを進めるため、次の方針に基づき、自然的環境の保全・整備と活用を図ります。

● 山地、自然公園、河川空間、海辺空間等の豊かな自然環境の保全と活用

中国山地から瀬戸内海に至る広大な山々、清流、海岸等の豊かな自然環境を保全するとともに、地域活性化に向けて、観光や教育、レクリエーション等の資源として活用を図ります。

● 農地や山林での生産基盤の整備と集落活力の向上

農林業の生産基盤である農地や山林については、農林業施策の推進による様々な取組により、維持・保全と活用を図ります。

● 公共空間や身近な環境における緑地の保全と緑化の推進

緑が不足しがちな市街地部において、都市の潤いや鳥類等の生息環境を確保するため、公共施設や民有地の緑化を推進します。

(2) 自然環境の保全と活用の方針

①山地・丘陵地の保全と活用

山地や丘陵地については、保全を図るとともにグリーンツーリズム*やレクリエーションの空間としての活用を促進します。

- 本市の大部分を占める山林・森林については、地球温暖化の防止や土砂災害の防止、水源涵養*、生物多様性の保全など多面的機能を有する貴重な公的財産であることから、森林環境税等の活用により、強い林業の育成と森林の適切な管理を行い、グリーンツーリズムやレクリエーションの空間として活用を促進します。
- 西中国山地国定公園や羅漢山県立自然公園、岩国自然休養林*については、市民の憩いの場として活用するとともに、観光資源として積極的にPRします。
- 林業基盤である山林については、『岩国市農林業振興基本計画』に基づき、林道等の林業生産基盤の整備や間伐等による維持管理、森林資源の搬出支援、新たな林業従事者の育成支援などによる維持・保全を図ります。

- 市街地周辺の山地・丘陵地については、都市の風致や潤いに資する貴重な緑であることから、住民やボランティア団体等との連携による竹の伐採等の維持管理や、地域地区の指定・活用等により、維持・保全を図ります。

②河川空間の保全と活用

河川空間については、周辺の山林もあわせた保全を図るとともに、レクリエーションの空間としての活用を促進します。

- 本市を流れる錦川、小瀬川、由宇川、島田川等の河川については、その周辺の山林もあわせて一体の環境として捉え、治水・利水面を考慮しつつ、生物の生息・生育空間の充実や生態系ネットワークの構築に寄与するグリーンインフラの取組を進めます。また、レクリエーションの場として、市民が水と親しむことのできる親水空間づくりを促進します。
- 弥栄湖や中山湖等のダム湖及びその周辺については、自然体験型のレクリエーション空間として保全と活用を図ります。
- 河川整備にあたっては、治水機能を確保しつつ、親水空間の確保や、河川が本来有する多様な生物の生息環境の保全を図ります。



弥栄湖

③海辺空間の保全と活用

海辺空間については、水質や景観等の保全を図るとともにレクリエーションの空間としての活用を促進します。

- みなとオアシスゆうは、市内唯一の海水浴場であることから、水質や景観等の自然環境を保全するとともに、瀬戸内海国立公園*の良好な景観を活かした観光・レクリエーション空間として活用を図ります。
- 柱島、端島、黒島については、自然環境の保全を図るとともに、都市部との交流の場としての活用を促進します。



潮風公園みなとオアシスゆう



柱島

④農地の保全と活用

農地については、農作物の生産基盤であるとともに、都市に潤いをもたらし、生物の生息空間として大切な役割を果たす緑地であることから、積極的な保全と活用を行います。

- 農地については、農作物の生産基盤であるとともに、都市に潤いをもたらし、生物の生息空間としても大切な役割を果たす緑地であることから、『岩国市農林業振興基本計画』などの農業施策との連携により、積極的に保全を図ります。あわせて、民間事業者と連携し、スマート農業*の導入に向けた研究を行います。
- 遊休農地については、担い手の育成等により農地としての有効活用・機能維持を促すとともに、農作業体験等の都市・農山村交流の場として、維持・活用を図ります。
- 農地での再生可能エネルギー発電施設の設置については、自然環境や生活環境の保全と調和を前提に、農地の土地利用転換の適正化と無秩序な設置の抑制を図ります。



スマート農業



田植え体験

（３）市街地の緑化の方針

『岩国市みどりの基本計画』に基づき、緑豊かな潤いある市街地や住宅地の形成を図ります。

- 『岩国市みどりの基本計画』に基づき、公共施設や民間施設での敷地内緑化や、道路や公園等の公共空間における樹木や花壇の整備と適正管理等により、緑豊かな潤いある市街地の形成を図ります。
- 特に、岩国駅を中心とする市街地部においては、重点的な緑化に取り組み、本市の玄関口にふさわしい緑豊かな潤いある景観の形成を図ります。
- 都市の風致を形成するなど、豊かな自然を有する地区については、風致地区*等の指定により、良好な自然の保全及び緑豊かな地区の維持・形成を図ります。
- 城下町地区では、風致保全方針に基づき、第１種風致地区である城山の山林の保全を図り、第２種風致地区である横山地区の歴史的な遺構や建造物と、桜並木や社寺地の緑等豊かな自然が調和する市街地環境の保全を図ります。また、第４種風致地区のうち、岩国山の山麓地区の武家屋敷地の構えを継承した緑豊かな落ち着いたのあるまちなみの保全を図ります。
- 住宅地等については、地区計画や緑地協定*等の制度を活用することにより、既存緑地の保全や身近な緑の創出を促進し、潤いある良好な住環境の形成を図ります。
- 市花であるサクラは、錦帯橋周辺における景観形成に欠くことができないことから、老朽化した樹木の植え替えを含め、適切な維持管理に努めます。

■ 自然的環境の保全・整備方針図



5. 景観形成の方針

(1) 基本方針

本市は、豊かな自然や歴史・文化的な景観を多く有しており、これらが一体となって岩国らしさを醸^{かも}しだしています。

清流錦川にかかる錦帯橋を中心とした城下町地区については、自然と歴史・文化、人々の営みが一体となって形成された本市を代表する景観を有しており、国の重要文化的景観に選定されています。

また、農山漁村部等において、人々の生活・生業と自然が一体となった固有の景観が見られますが、第1次産業従事者の高齢化や後継者不足等に伴い、これらの良好な景観が失われつつあります。

良好な景観は、一度失われてしまうと二度と戻らないものであり、住む人が誇りや愛着を感じ、また訪れる人の心に残る「魅力と活力のある地域づくり」のためには、景観の保全や創出等について市民・事業者・行政が一丸となって取り組む必要があります。

本市では、岩国らしい景観の保全と創出に向け、『岩国市景観計画』を策定しており、その基本理念である『自然と歴史を未来へつなごう 美しい景観のまち岩国』の実現を目指し、次に示す方針に基づいて、市民・事業者とともに多様な取組を展開していきます。

● まちなみの保全・整備による重要文化的景観の継承

国の重要文化的景観に選定されている城下町地区については、次代に継承するため、市民に対して文化的景観の価値を広く伝える活動を推進し、保全と活用に取り組めます。

● 地域の特性を活かした魅力ある景観の保全・創出（市街地景観、生業景観、シンボル景観等）

中国山地から続く山々や、豊富な水を湛^{たな}える錦川等の河川、美しい瀬戸内海等の自然と、城下町や宿場町の歴史・文化を守り活かし、岩国らしい景観まちづくりを進めます。また、農林漁業等の生産活動の舞台である農地や山林、漁港、集落地、伝統的な祭礼や季節の行事等と一体となった景観まちづくりを進めます。

さらに、県東部の玄関口としてふさわしい風格を感じさせる良好な市街地景観の形成を進めます。

(2) 地域資源を活かした景観の保全・形成の方針

①自然と歴史・文化を活かした景観形成

『岩国市景観計画』に基づき、錦帯橋等の本市を代表する景観の保全と重要文化的景観の継承を図るとともに、海、山などの自然景観の保全を図ります。

- 国の重要文化的景観に選定されている城下町地区については、『岩国市景観計画』や『「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」保存活用計画』に基づき、錦帯橋及び錦川から岩国山や城山への眺望の保全や、城下町のまちなみの保全・整備を図ることで、文化的景観の継承に取り組むとともに、錦帯橋の世界文化遺産登録に向けて、国内外での活動を推進します。
- 歴史的なまちなみや重要文化的景観を有する地区については、防災等に配慮しつつ、地区の景観特性を継承しながら魅力を育むことができるよう、景観まちづくりの取組を推進します。
- 山々や河川、瀬戸内海等による豊かで美しい自然は、本市の貴重な景観要素でもあることから、適切な保全を図ります。

②農山漁村部における生業景観の継承

第1次産業の振興策と連携して景観の維持・保全を図ります。

伝統文化や季節の祭り等の行事も地域固有の重要な景観要素であることから継承に努めます。

- 内陸部の田園風景、中山間地域の山林や農地、集落地、瀬戸内海に臨むハス田や漁港と集落地等、人々の暮らしとともに培われてきた景観については、その景観を形成してきた第1次産業の振興策と連携して維持・保全を図ります。
- 神楽等の伝統文化や季節の祭り等の行事は、地域固有の重要な景観要素であることから、地域住民や保存会等の団体とともに継承に努めます。



田園（周東町祖生）



行波の神舞

(3) 市街地における景観形成の方針

①拠点地区等におけるシンボリックな景観の形成

まちの顔となるよう、にぎわいや活力が感じられるシンボリックな景観の形成を図ります。

- 都市拠点については、市街地再開発事業などが進められており、県東部の中核都市の中心として、また県の東の玄関口にふさわしいまちの顔となるよう、にぎわいや活力が感じられるシンボリックな景観形成を図ります。
- 地域拠点については、それぞれの地域の歴史や文化を基調とした風情とにぎわいを感じることができる景観形成を図ります。
- 岩国駅や新岩国駅、山陽自動車道岩国インターチェンジ及び玖珂インターチェンジ、岩国錦帯橋空港等の主要な交通施設の周辺については、本市の玄関口として市を印象づける重要な地区であることから、良好な景観の誘導を図ります。

②沿道商業地、臨海工業地及び住宅市街地における景観形成

土地利用等に応じた秩序ある良好な景観の形成を図ります。

- 主要な幹線道路の沿道等では、安全な交通環境と活力ある沿道商業活動等が調和した、秩序ある沿道景観*の形成を図ります。
- 臨海部に集積する工場群については、本市の都市形成の歴史と産業活動が形成してきた特色ある景観であり、緑化と合わせた潤いと活力を感じられる景観形成を図ります。
- 住宅市街地については、風致地区や高度地区*等の地域地区や地区計画、景観計画、景観協定*等、地区の実情に応じた制度を活用し、良好な市街地景観の形成を図ります。

(4) 景観形成の推進に向けた取組

『岩国市景観計画』に基づき、景観形成に取り組むとともに、市民協働による景観まちづくりを推進します。

- 『岩国市景観計画』に基づく取組により、岩国らしい良好な景観形成を推進します。また、今後の景観まちづくりのリーダー的な役割を担う景観ウォッチャー*の活動支援等、市民が景観まちづくりに参加しやすい取組の推進、市民が主体的に景観のルールづくりに取り組むための情報発信等を行い、協働による景観まちづくりを推進します。

- 地域の景観を守り育てていくためには、その地域に住む人や行政等がまちの魅力を共有認識し、行動していくことが重要であることから、意識啓発や人材育成の取組を推進します。
- 景観まちづくりの推進により、観光や交流の促進、地域振興等を図り、魅力ある都市づくりを進めます。
- 本市全域を対象とした屋外広告物の規制・誘導を進め、周辺景観に調和した良好な景観形成を図ります。

6. 都市防災の方針

(1) 基本方針

近年の自然災害の頻発・激甚化により、瀬戸内海に面した比較的穏やかな気候に恵まれた本市においても、床上・床下浸水、土砂崩れ等の^{じんだい}甚大な被害が度々発生しています。

また、本市では、岩国断層帯による地震や、南海トラフ地震等の発生が懸念されるなか、さまざまな自然災害に対して強くしなやかに対応するための取組を進めています。

このような状況を踏まえ、次の方針に基づき、災害の発生を未然に抑止することを目指すとともに、災害が発生した場合においても、被害を最小限に抑えることが可能な都市づくりを進めます。

● 災害への備えや抑止に資する整備による安全性の確保

豪雨や地震等の自然現象に対し、浸水被害や土砂災害の発生を起こりにくくし、また人的・物的被害を最小限にとどめられるように、計画的な市街地開発や防災施設の整備、河川等の治水対策を促進し、災害への備えを進めます。

● 被害の最小限化を目指した防災体制づくり

災害が発生した場合に、その後の復旧活動を円滑に行い、早期に復興につなげるため、市民の自助・共助の意識を高めるための取組を推進します。

(2) 都市防災の方針

① 自然災害による被害の抑止・軽減

各種対策を実施することで、自然災害による被害の抑止や軽減に努めます。

- 河川のはん濫による水害を抑止・軽減するため、国・県による流域治水プロジェクトに基づき、小瀬川水系、錦川水系、平田川水系、島田川水系の各河川において流域全体で重点的に実施すべき治水対策を計画的に促進します。
- 流域治水プロジェクトの対象外の河川においては、水衝部の局部改良、河道確保のための護岸改修やしゅんせつ*等を推進し、浸水被害を低減します。
- 雨水出水浸水想定区域図を作成するとともに、雨水整備に関する基本方針を定めます。
- 浸水被害低減のための排水路の整備やポンプ場の整備・維持を計画的に進めます。
- 山林や農地は、治水や遊水空間等として多様な機能を有していることから、森林や農地の維持管理により保水機能の維持を図るとともに、無秩序な開発の抑制を図ります。

- 土砂災害による被害を抑止・軽減するため、土砂災害リスクの高い場所の治山対策、砂防堰堤の整備、急傾斜地崩壊対策事業を推進します。
- 災害ハザードエリアにおける新たな住宅や都市施設の立地を抑制します。また、新たな開発行為に対しては、開発許可制度等の土地利用規制の厳格化を進めます。
- 大地震発生等における大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、必要に応じて対策事業を検討します。
- 瀬戸内海沿岸部や河口付近については、津波や高潮等による被害を抑止・軽減するため、護岸の整備等を促進します。



2005（平成 17）年 9 月の台風 14 号による錦川の増水

②災害に強い市街地の形成

地震、火災や水災害に強い市街地づくりを進めます。

長期的な避難等にも対応できる体制の整備や災害時の円滑な情報伝達の確保を図ります。

- 老朽木造家屋が連担している地区等については、建物の更新や耐震化・不燃化、生活道路の拡幅や消火設備等の配置、延焼遮断を担う道路や緑地の整備等により、地震や火災に強い市街地づくりを進めます。
- 地震時における建築物等の倒壊を防止するため、『岩国市耐震改修促進計画』に基づき、老朽建築物や旧耐震基準*の建築物の診断及び改修を進めるとともに、特に防災拠点となる公共施設や、緊急輸送道路沿道建築物の耐震性の確保や避難路沿道のブロック塀等の適切な管理に努めます。
- 災害時の避難や救助活動、救援物資の輸送等を迅速かつ円滑に実施できるよう、幹線道路網の整備を推進します。また、安全な避難や救助に必要な経路を確保するため、細街路の拡幅や袋小路道路の解消を促進します。
- 避難施設の安全性を確保し、避難生活の環境を良好に保つための資機材を配備し、長期的な避難等にも対応できる体制を整備するとともに、医師や看護師の確保等、災害時の医療救護体制の確保に努めます。
- 防災行政無線の整備及び適切な維持管理・運用を図るとともに、緊急時における円滑な情報伝達の確保を図ります。



医療・防災交流拠点（愛宕町）

③情報の活用と防災体制の確立・強化

防災情報の整備と周知を図るとともに、住民、企業、行政の役割分担のもと、安全な都市・地域づくりに向けた多様な取組を推進します。

- ハザードマップ等の防災情報の整備と周知を図るとともに、住民、企業、行政が各種のリスク情報を共有し、適切な役割分担のもと安全な都市・地域づくりに向けた多様な取組を推進します。
- 災害時に住民が安全に避難し、迅速な初動活動や適切な救助活動を円滑に行えるよう、情報提供や訓練等により住民の防災意識を高めるとともに、自主防災組織の育成・強化を図ります。
- インターネットやテレビ・ラジオ等の多種メディアと、防災行政無線、防災メール等を活用した、正確かつ迅速な災害情報の伝達を図ります。
- 新たな公共施設や観光・交流施設等の整備にあたっては、一時避難や災害用物資・機材の備蓄場所として、災害時に備えた整備を行います。



救急時対応の講習



合同訓練

7. 地域特性を活かした「交流とにぎわいのまち」の実現に向けて

本市の都市計画区域は、市域の南部に指定されており、市域全体の約1/4を占めるのみで、本市全体でみると、中山間地、集落地、市街地等の多様な特性を有しています。

本市が掲げる「交流とにぎわいのまち」を実現するためには、都市計画区域だけでなく、全市においての取組が不可欠となることから、それぞれの地域が有する特性を活かした住み心地のよいまちづくりを進めます。

また、岩国錦帯橋空港やJR山陽新幹線、岩国港等の国土レベルの広域な移動手段をはじめとする陸・海・空の交通利便性を活かすとともに、社会経済でのデジタル技術を活用することにより、産業、観光での県内外の都市との交流やにぎわいの創出を進めます。

これらの取組を進める中で、関係部署との連携を図りながら、都市計画分野としてできることを検討していきます。

（１）恵まれた交通機能や立地特性を活かした広域的な交流と連携

本市は、山陽自動車道岩国及び玖珂の2つのインターチェンジや、山陽新幹線新岩国駅を有し、さらに空の玄関口である岩国錦帯橋空港等、広域的な交通条件に恵まれています。これらの交通機能と、山口県の最も東に位置するという立地特性を活かし、県内の他都市はもとより、隣接する広島県、島根県、更には空路を活かし関東方面や沖縄県の都市との交流・連携を図っていきます。

また、本市を代表する観光資源である錦帯橋及び城下町地区と、広島市の世界文化遺産の原爆ドーム、瀬戸内海に浮かぶ宮島等、瀬戸内エリアにおける観光地との広域的な連携を進め、国内外から多くの観光客が訪れ、交流する都市を目指します。

（２）地域産業の継続

日本全体でみると、国際情勢の緊迫化や世界的な食料供給の不安定化等を背景として、食料自給率の向上や安定した食料供給が求められており、国による第1次産業の構造転換や生産・流通・消費の良好なサイクルの構築が進められています。

山・川・海の自然環境に恵まれている本市では、このような多様な地形を活かしたさまざまな生産活動が展開されていますが、第1次産業を取り巻く情勢は厳しさを増し、産業の維持・存続が喫緊の課題となっています。

本市では、このような課題の解決に向けて生産基盤や集落環境の維持・向上、新規従事者の育成・支援等の取組を進めるとともに、地産地消、特産物のブランド化、流通・販路の拡大等の6次産業化の推進、食育の推進等による地域産業の振興を図っています。

（３）地域資源や特性を活かした地域価値の向上

本市は、中国山地の山々、錦川に代表される清流、瀬戸内海等の豊かな自然に恵まれており、これらを活かして潤いのある空間整備や観光施設の整備・充実を図るとともに、錦川流域の地域間連携や観光・交流資源としての活用とプロモーションを推進します。

特に、世界文化遺産登録を目指す日本三名橋のひとつである錦帯橋や、錦川と城山、桜並木や吉香公園等の彩り豊かな自然、城下町に由来する歴史・文化が継承されている城下町地区では、文化財等の伝統的建造物の適切な保存・管理を図るとともに、良好な景観の保全・整備を推進し、多くの観光客が訪れる本市を代表する観光拠点として整備・活用を図っていきます。

また、米軍基地の所在にともない多くの外国人が居住していることから、相互理解を深めるため、日米フレンドシップデー等の各種イベントを通じた日米の文化・スポーツ交流や、インバウンド需要の取り込みを見据え、外国人が利用しやすい交通施設や観光施設、デジタルインフラ等の整備を推進し、国際的に魅力のある多文化共生の都市づくりを目指します。



錦帯橋と桜並木



日米フレンドシップデー

（４）ゼロカーボンシティの実現

地球温暖化が進行することで、異常気象の増加や動植物の生息環境の変化による生物多様性の減少、健康被害などが懸念される中、本市は2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ宣言」を行っています。

そのため、本市においては、先人から受け継いだ豊かな自然環境を守り、安心・安全に暮らせるまちを、未来を担う次世代に引き継ぎます。そして、公共施設の整備にあたっては、施設の省エネ化を図り、再生可能エネルギーの導入に向けての検討を行います。また、民間施設等においても、再生可能エネルギーの導入や建物の省エネ化等を促進するために、脱炭素化に係るイベント・出前講座の実施や情報発信等による意識啓発に取り組めます。

(5) D Xを活用した地域魅力の向上

スマートフォンの普及やコロナ禍での行動制約を背景として、テレワークをはじめとするデジタルを活用した暮らし方、働き方への転換が急速に進む中、本市においても行政サービスにおけるデジタル化による利便性の向上と行政事務の効率化を進めています。

今後は、公共交通や第1次産業等の様々な場面においてIoTやAIの活用等のD X化を推進することで、場所や時間の制約を克服した多様な暮らし方や働き方が選択できる、地方都市や中山間地域の価値の向上を図ります。また、本市が進める「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現を目指します。

(6) 若者に選ばれる地域魅力の向上

全国の地方都市で人口減少・少子高齢化、若者の流出が加速している一方で、コロナ禍等を契機としたテレワーク等の進展により、若者の地方移住への関心も高まっており、本市が「選ばれるまち」となるために、本市の地域特性や強みを活かした取組を進めています。庁内の関係部署と連携を図りながら、若者、高齢者、障害者、外国人等、多様な性別の人々が地域で暮らし、働き、活動することができる地域づくりを進めるとともに、特に子育て世代の暮らしやすさを実現するために、公共空間のバリアフリー化や良質な住宅の供給、子育てや多世代の交流を促進する場の形成、テレワークを支える都市基盤整備や主要駅における交通結節機能の強化を行うことにより、コンパクトなまちづくりを進めます。

■ 都市づくりの目標と都市づくりの方針の体系図

